



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 大 石 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 久 保 則 夫
コ ー ド 番 号 3 9 4 3 福 証
本 社 所 在 地 北 九 州 市 八 幡 東 区 桃 園 2-7-1
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 部 長 田 中 英 雄
電 話 093-661-6511

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 提案の理由

(1) 株主総会および取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第 15 条および第 23 条について所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 28 条および第 35 条の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条第 2 項の変更に関しましては各監査役の同意を得ております。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) : 平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日(予定) : 平成 27 年 6 月 25 日

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 14 条 (条文省略) (招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第 1 条～第 14 条 (現行通り) (招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役会長、取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 <u>前項の代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
第16条～第22条 (条文省略)	第16条～第22条 (現行通り)
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定め ある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこ れを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長に欠員または事故が あるときは、取締役社長が、取締 役社長に事故があるときは、取締 役会においてあらかじめ定めた 順序に従い、他の取締役が取締役 会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めあ る場合を除き、<u>取締役会において あらかじめ定めた代表取締役</u>が これを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の代表取締役に事故がある ときは、取締役会においてあらか じめ定めた順序に従い、他の取締 役が取締役会を招集し、議長とな る。</u></p>
第24条～第27条 (条文省略)	第24条～第27条 (現行通り)
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について、法令に定 める要件に該当する場合には、法令に定める最 低責任限度額を限度とする旨の契約を締結す ることができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であ る者を除く)との間で、会社法第423条第1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該 当する場合には、法令に定める最低責任限度額 を限度とする旨の契約を締結することができ る。</u></p>
第29条～第34条 (条文省略)	第29条～第34条 (現行通り)
<p>(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について、法令に定 める要件に該当する場合には、法令に定める最 低責任限度額を限度とする旨の契約を締結す ることができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で、会社法第42 3条第1項の賠償責任について、法令に定める 要件に該当する場合には、法令に定める最低責 任限度額を限度とする旨の契約を締結するこ とができる。</u></p>
第36条～第39条 (条文省略)	第36条～第39条 (現行通り)

以 上